

川崎町耐震改修促進計画

令和2年 3月



川崎町

目次

1 計画策定の背景	1
(1)川崎町における地震被害.....	1
①過去の地震被害.....	1
②宮城県沖地震の長期評価.....	3
(2)住宅・建築ストックの耐震化の現状.....	5
①住宅及び建築物のストック数.....	5
②住宅の耐震化の状況.....	6
③町有建築物の耐震化の状況.....	7
(3)宮城県沖地震等の被害想定.....	8
①第三次地震被害想定調査の前提条件等.....	8
②建築物被害の予測結果.....	12
(4)計画策定の必要性.....	16
2 計画の目的	17
3 計画の位置づけ	17
(1) 計画の位置づけ.....	17
(2) 計画期間.....	18
4 基本方針・計画の目標	18
(1)基本方針.....	18
(2)主体別役割.....	18
①町.....	18
②建築関係団体.....	19
③建築物所有者等.....	19
(3)対象地域・対象建築物.....	19
①対象地域.....	19
②対象建築物.....	19
(4)耐震化の目標.....	20
①住宅.....	20
②町有建築物.....	21
5 住宅・建築物耐震化の実施計画	21
(1)住宅等.....	21
①普及・啓発.....	21
②耐震診断の促進.....	22
③耐震改修の促進.....	22
(2)町有建築物.....	23
①台帳の整備.....	23
②耐震改修の促進.....	23
(3)地震時に通行を確保すべき道路.....	23
(4)地震に伴う崖崩れ等による建築物の被害の軽減対策.....	23
6 啓発及び知識の普及に関する施策	24
(1)地震ハザードマップの作成・公表.....	24
(2)相談窓口の設置.....	26

(3)啓発及び知識の普及	26
(4)耐震改修促進税制等の活用促進	27
(5)技術者の養成	27
(6)リフォームにあわせた耐震改修の誘導策	28
(7)家具の転倒防止策	28
(8)町内会、NPO 等との連携に関する方針	28
7 関連施策	28
(1)宮城県建築物等地震対策推進協議会	28
(2)宮城方式による地震防災教育プログラムの推進	29
(3)ブロック塀等の倒壊防止対策	30
(4)宮城県住宅耐震隊協議会	30
(5)被災建築物・宅地の応急危険度判定	30

川崎町耐震改修促進計画

川崎町耐震改修促進計画（以下「本計画」という。）は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下「法」という。）第5条第1項に基づき、町内の耐震診断及び耐震改修の促進を図るために策定する。

1 計画策定の背景

(1)川崎町における地震被害

①過去の地震被害

当町においては、地震による被害として、昭和53（1978）年宮城県沖地震の際に表—1に示すように、3名の負傷者があり、建物被害としては一部破損が73棟にのぼる被害が発生している。また、県内では、このほか現在に至るまで度重なる地震被害を受けている（表—2）ことから、町内においてもこれらの地震による影響があった可能性がある。県内に被害のあった地震の位置を図1に示す。

被害をもたらす大地震は、プレート間大地震である海溝型地震と内陸部の活断層等を震源とする直下型地震との2つに分けられるが、県内においては、県の沖合から日本海溝までの海域を震源域として繰り返し発生する海溝型地震（このうち陸寄りの海域を震源域とするものを「宮城県沖地震（単独型）」という。）による被害が顕著である。

表—1 昭和53（1978）年宮城県沖地震の際の川崎町における被害

人的被害(人)			建物被害			
死亡	負傷	軽傷	全壊(棟)	半壊(棟)	一部破損(棟)	被害率(%)
0	1	2	0	0	73	3.0

出典：宇佐美（1996）「日本被害地震総覧」

表2 宮城県周辺の過去の地震被害（宮城県（2007）に一部加筆）

発生年	震源		マグニチュード	被害地域又は震源域/被害の概要
	北緯	東経		
869			8.3	三陸沿岸/城郭、門櫓、垣壁崩れ、倒壊するもの無数、津浪が多賀城下を襲い、溺死者約1,000人。 (本町東部沿岸においても浸水の可能性があったとされている)
1611	39.0	144.4	8.1	三陸沿岸、北海道東岸/三陸地方で強震。震害軽く、津浪の被害大。伊達領内で死者1,783人、南部、津軽で人馬死3,000余人。三陸沿岸で家屋流失多く、溺死者1,000人をこえた。岩沼付近でも家屋皆流失、北海道東部でも溺死者多かった。
1646	38.1	140.7	6.5~6.7	陸前、岩代、下野/仙台城の石壁数十丈崩れ、櫓3つ倒れる。白石城破損、日光東照宮の石垣破損。江戸でも強かった。
1793	38.3	144.5	8.0~8.4	陸前、陸中、磐城/仙台藩で1,060余戸壊れ、死者12人。津浪があり、大槌、両石で71戸損壊流出、死者9人、気仙沼で300戸余流出。
1835	38.5	142.5	7.0	仙台/仙台城の石垣がくずれ、家土蔵に破損あり。江戸で有感。
1861	38.6	141.2	6.4	陸前、陸中、磐城/陸前の遠田、志田、登米、桃生の各郡で特に被害が多く、家屋損壊、死傷者あり。
1896	39.5	144.0	8.5	三陸沖/「明治三陸地震津波」、震害はなし。津波により県内の死者3,452人、流出戸数4,000戸余。
1897	38.1	141.9	7.4	仙台沖/岩手、山形、宮城、福島で小規模の被害。一の関で家屋破損が72戸。
1900	38.7	141.7	7.0	宮城県北部/遠田郡で最も激しく、県全体で死傷者17人、家屋全壊44戸、半壊48戸、破損1,474戸。
1933	39.2	144.5	8.1	三陸沖/「三陸地震津波」、震害は少なかった。津波が太平洋沿岸を襲い、三陸沿岸で被害は甚大。津波により県内の死者307人、流出戸数950戸。
1936	38.2	142.1	7.5	金華山沖/福島、宮城両県で非住家全壊3戸、その他小被害もあった。
1960 5.23	38.2S	72.6W	8.5	チリ沖/「チリ地震津波」、津波が日本各地に襲来。津波により県内の死者54人、流出戸数306戸。
1962 4.30	38.7	141.1	6.5	宮城県北部/「宮城県北部地震」、築館、石越、小牛田付近径40kmの範囲に被害が集中した。死者3人、住家全壊340戸、半壊1,114戸。橋梁、道路、鉄道の被害が多かった。
1978 6.12	38.2	142.2	7.4	宮城県沖/「1978年宮城県沖地震」、県内の死者27人、負傷者10,962人、住宅の被害で全壊1,377戸、半壊6,123戸、特にブロック塀の倒壊による被害が多かった。
2003 5.26	38.8	141.7	7.1	宮城県沖/深さ約70kmのスラブ内地震、震央の位置から三陸南地震とも呼ばれる。負傷者174人、住家全壊2、半壊21、深いため次の地震に比べ被害は小規模。
2003 7.26	38.4	141.2	6.4	宮城県北部/陸域の逆断層型地殻内地震。同日に大きな前震M5.6と余震M5.5も起こって「連続地震」と呼ばれた。M6級だが浅く、震源域に局所的に大きな被害が出た。負傷者667人、住家全壊1,276、半壊3,809。3ヶ所で計測震度6強を記録した。

出典/理科年表（平成18年版）、新編日本被害地震総覧

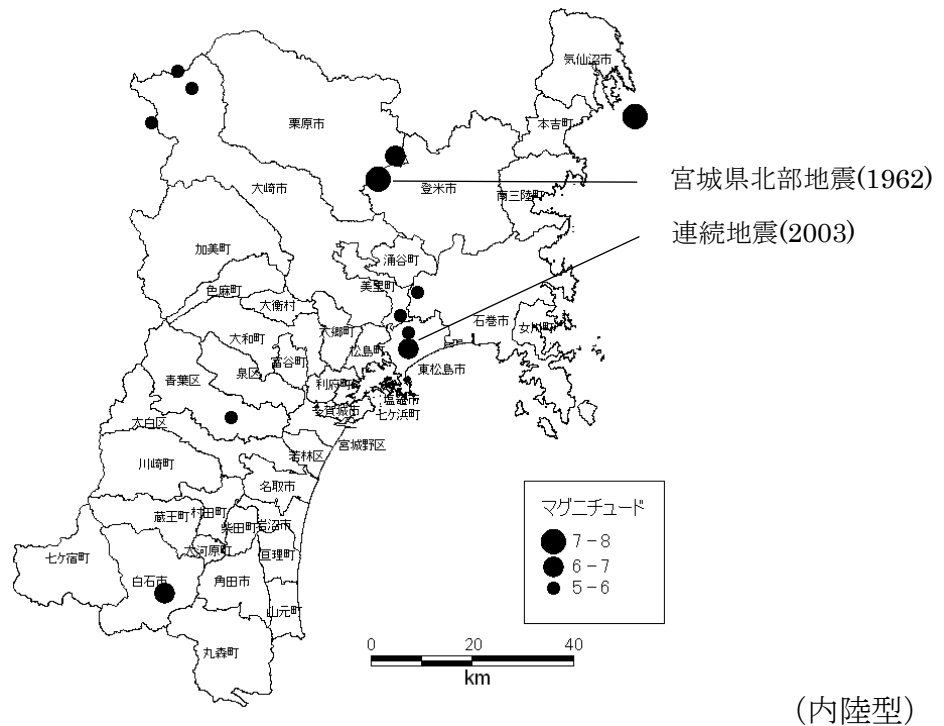
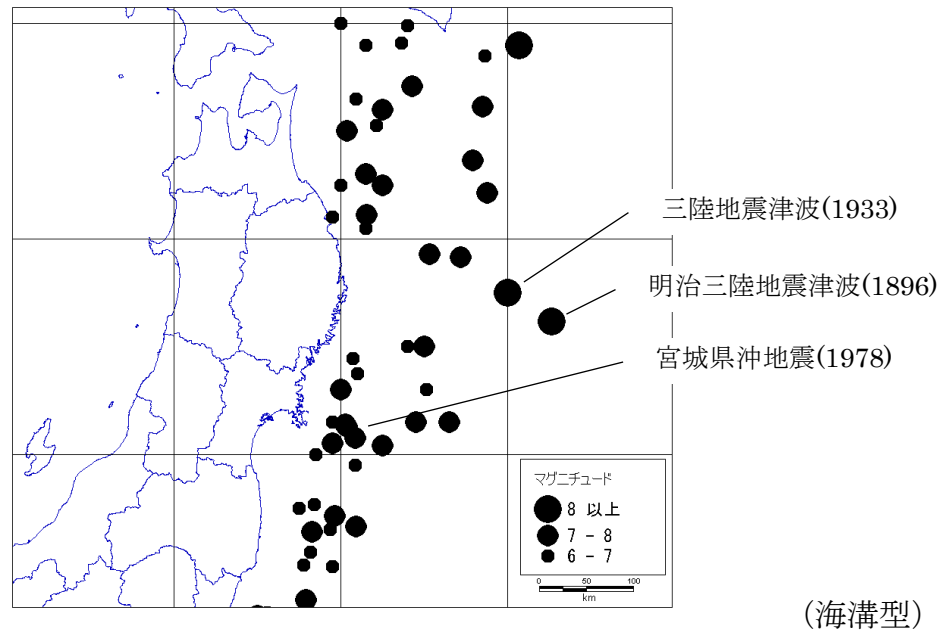


図1 過去(1895~2003)の主な地震の震源(Utsu, 2003による)

②宮城県沖地震の長期評価

平成12年11月27日、政府の地震調査研究推進本部地震調査委員会(以下「推進本部」という。)が公表した「宮城県沖地震の長期評価」によると、これまでの宮城県沖地震の活動(表3)を踏まえると、宮城県沖地震の発生は26年から42年程度の間隔を置きながら繰り返し発生している。また、繰り返して発生して

いる地震の規模は、概ねマグニチュードM7.5 程度（日本海溝寄りの海域の地震と連動した場合M8.0 程度）となっている。

表3 宮城県沖での大地震の活動履歴

年 (西暦)	前回の地震からの経過年数	地震の規模	備考
1793		M8.2 程度	連動※
1835	42.4年	M7.3 程度	単独
1861	26.3年	M7.4 程度	〃
1897	35.3年	M7.4	〃
1936	39.7年	M7.4	〃
1978	41.6年	M7.4	〃

※連動とは日本海溝寄りの海域の地震と連動した場合をいう。

出典：「宮城県地震の長期評価」（平成12年11月、地震調査研究推進本部地震調査委員会、平成15年11月12日一部変更）

また、推進本部は、主要な活断層や海溝型地震の長期評価を随時公表しており、平成20年1月1日を算定基準日とする宮城県沖地震の評価は表4のとおりである。今後10年及び30年以内の地震発生確率は、それぞれ60%程度、99%となっており、他の海溝型地震と比較して際だって高い発生確率となっている。

これらの発生確率の推定は、表3に示すように過去の宮城県沖での地震活動は、平均発生間隔も比較的短く、時間的にも概ね規則的に発生してきていることに基づいており、発生の可能性は年々高まっている。

表4 宮城県沖地震の長期評価の概要（基準日平成20年1月1日）

領域または地震名	長期評価で予想した地震規模（マグニチュード）	地震発生確率			平均発生間隔 最新発生時期
		10年以内	30年以内	50年以内	
宮城県沖	7.5前後 (連動8.0)	60%程度	99%	—	37.1年 28.6年前

出展／「活断層及び海溝型地震の長期評価結果一覧」（平成20年2月18日、地震調査研究推進本部地震調査委員会）

(2)住宅・建築ストックの耐震化の現状

①住宅及び建築物のストック数

当町の構造別建築物件数は、平成15年度宮城県第三次地震被害想定調査によれば、表5の通りであって、棟数ベースでは木造建築物が87.9%を占める。

表5 構造別建築物棟数一覧表（単位：棟）

	木造	非木造			全建築物
		総数	RC造	S造	
川崎町	6,488 (87.9%)	896 (12.1%)	160	736	7,384 (100%)

出展：宮城県第三次地震被害想定調査報告書（平成16年3月）

また、平成19年末における当町内の固定資産課税台帳を基にした集計では、住宅戸数は3,749戸であり、その時期別、構造別の内訳は表6のとおりである。建築時期別にみると、建築基準法に定める新耐震基準施行（昭和56年6月1日）より前に建設された住宅が約45%とほぼ半数を占めており、さらに以前の耐震基準（昭和45年）により建設されたものも、全体の約4分の1弱（24.9%）を占めている。構造別では木造住宅の戸数比率は94.9%と、高い比率となっている。

表6 建築時期別・構造別住宅数（単位：戸）

建築時期	昭和45年以前(a) (a/e)	昭和45～55年(b) (b/e)	昭和56年以降(c) (c/e)	時期不明(d) (d/e)	合計(e) (e/f)
木造 (比率)	927 26.1%	719 20.0%	1,879 52.8%	33 0.9%	3,558 94.9%
非木造 (比率)	5 2.6%	42 22.0%	144 75.4%	0 0.0%	191 5.1%
合計 (比率)	932 24.9%	761 20.3%	2023 54.0%	33 0.9%	(f)3,749 100.0%

川崎町資料による。四捨五入の関係で合計が合わないところもある。

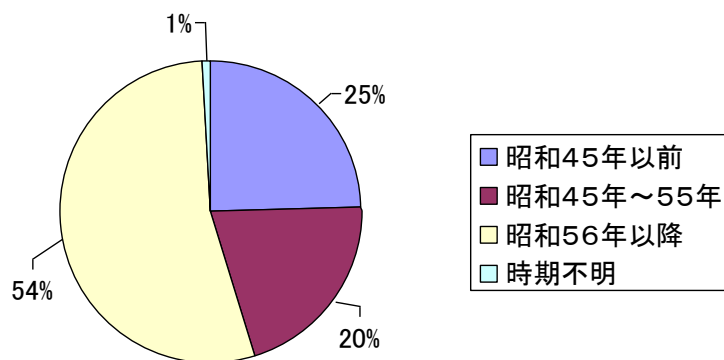


図3 建築時期別住宅数（戸数比率）

②住宅の耐震化の状況

住宅の耐震化の現況について、固定資産課税台帳を元とした集計では、表7のようになっている。ただし、昭和56年以前の住宅のうち耐震化を満たすと推計されるものの比率は、国土交通省の試算結果に基づく比率を用いている。

当町での居住のある住宅の総数約3,200戸のうち、耐震化を満たしていると推計される住宅は約2,000戸あり、一方、耐震化が不十分なものは約1,200戸（約40%）と推計している。住宅の耐震化率は約60%となっており、耐震化の不十分なものの多くは、木造住宅である（図4）。

表7 住宅の耐震化の状況

(居住あり)	①S56以降建設戸数(全て耐震)	S56以前建設戸数	②S56以前建設で耐震性あり			合計 (①+②)	耐震化率
			1)+2)	1)推計分***	2)実績		
木造*	1,646	1,471	176	176	0	1,823	58%
共同住宅等**	126	41	31	31	0	157	94%
合計	1,772	1,512	208	208	0	1,980	60%

*固定資産課税台帳（2008.1.1）による集計

**同上（ただし、非木造住宅とした）

*** 旧耐震基準による建物のうち、耐震適合率が木造については12%、共同住宅等については76%であるとした（国土交通省資料に基づく。なお、この適合率は平成14年に国土交通省が都道府県に対しておこなったアンケート調査に基づいて算出されている。）

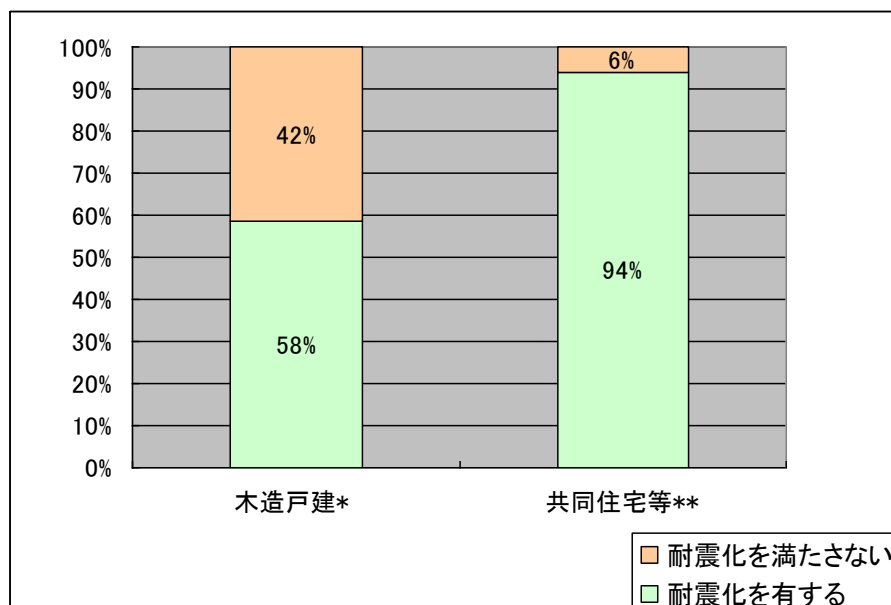


図4 住宅の耐震化の状況

③町有建築物の耐震化の状況

町有の建築物について、その耐震化の状況を、建築物が持つ機能、性質から「防災対策施設」、「避難施設等」、「社会福祉施設等」、「不特定多数人員収容施設」、「特定多数人員収容施設」の各用途に分類したうえで表8に示す。

なお、「避難施設等」とは、避難場所指定の有無にかかわらず、大規模震災時において避難場所として使用される可能性がある、又は、児童、生徒等の安全を確保すべき施設をいう。

全体では対象建築物の68棟のうち、耐震化を満たす建築物は56棟となっており、耐震化を満たす建築物を対象建築物全数で除した耐震化率は85.3%である。用途別にみると町営住宅について今後、公営住宅等長寿命化計画に基づき整備を実施する必要がある。

なお、耐震化を満たす建築物とは、旧耐震設計基準による建築物で耐震改修を済ませたもの及び昭和56年6月以降に建築された建築物の合計である。

表 8 町有建築物耐震化の状況（単位：棟数）

	昭和 56 年以前に建築されたもの		昭和 5 6 年以降に建築されたもの (②)	耐震化を満たすもの (A=①+②)	計 (B)	耐震化率 (A/B)
	総数	うち耐震性が認められるもの (①)				
防災拠点施設など	1	1	0	1	2	100.0%
避難施設など	7	7	0	19	26	100.0%
福祉施設など	2	2	0	4	6	100.0%
特定多数の人が利用する施設	13	3	10	21	34	70.6%
うち共同住宅	13	3	10	5	8	44.4%
計	23	13	10	45	58	85.3%

令和 2 年 3 月末現在

(3)宮城県沖地震等の被害想定

①第三次地震被害想定調査の前提条件等

第三次地震被害想定調査では、地震の揺れにおける想定地震は、地震調査研究推進本部で発表された宮城県沖地震の単独と連動、そして仙台市直下に位置する長町ー利府線断層帯の地震を対象としている。（図 5、図 6、図 7）。

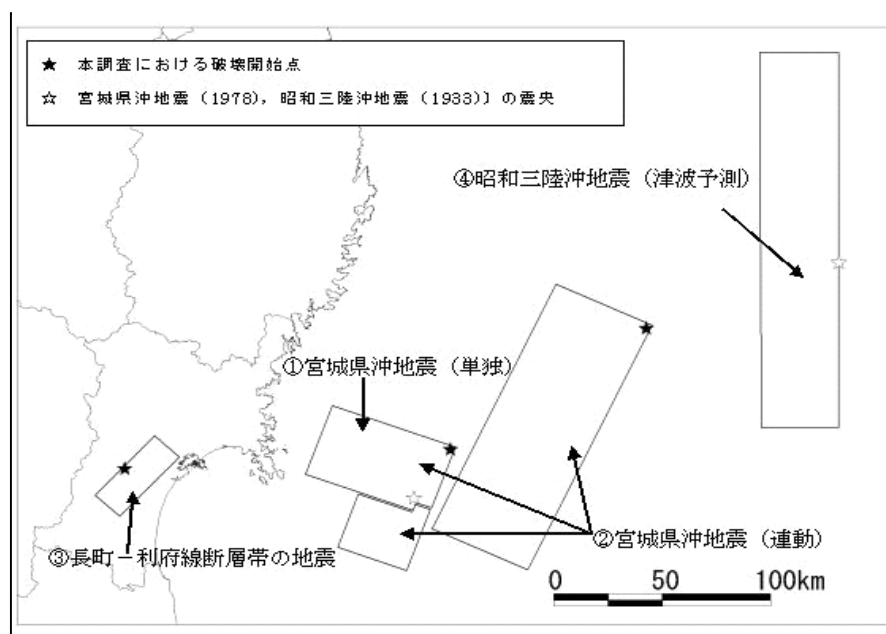


図 5 断層位置図

（地震動による被害を想定するものは、①宮城県沖地震(単独)、②宮城県沖地震(連動)、及び③長町ー利府線断層帯の地震の 3 つである。宮城県第三次地震被害想定調査報告書による。）

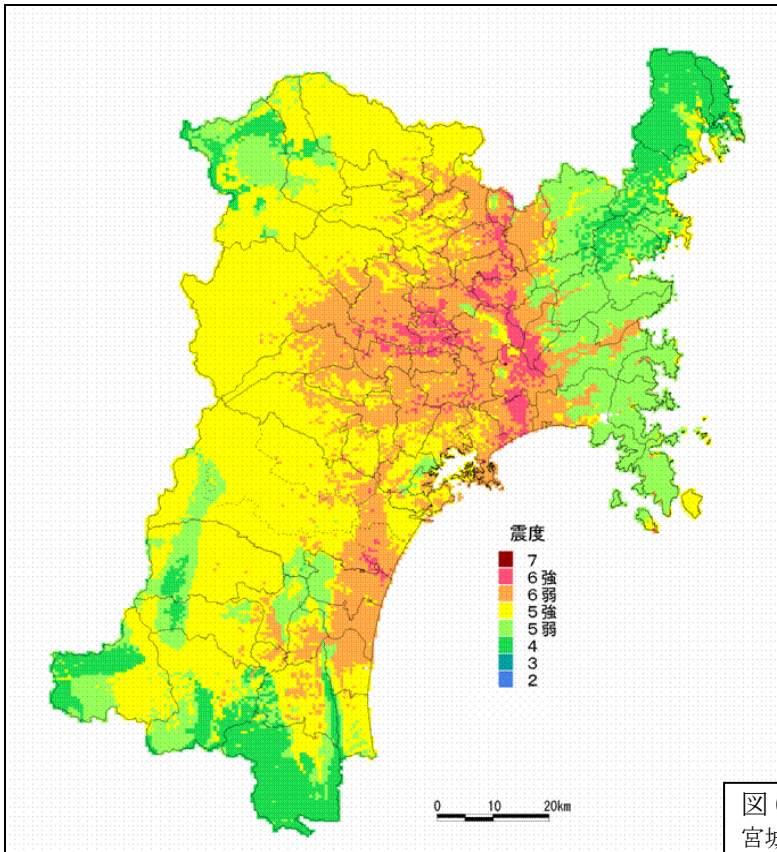


図6 想定震度 宮城県沖地震(単独型)
宮城県第三次地震被害想定調査報告書による。

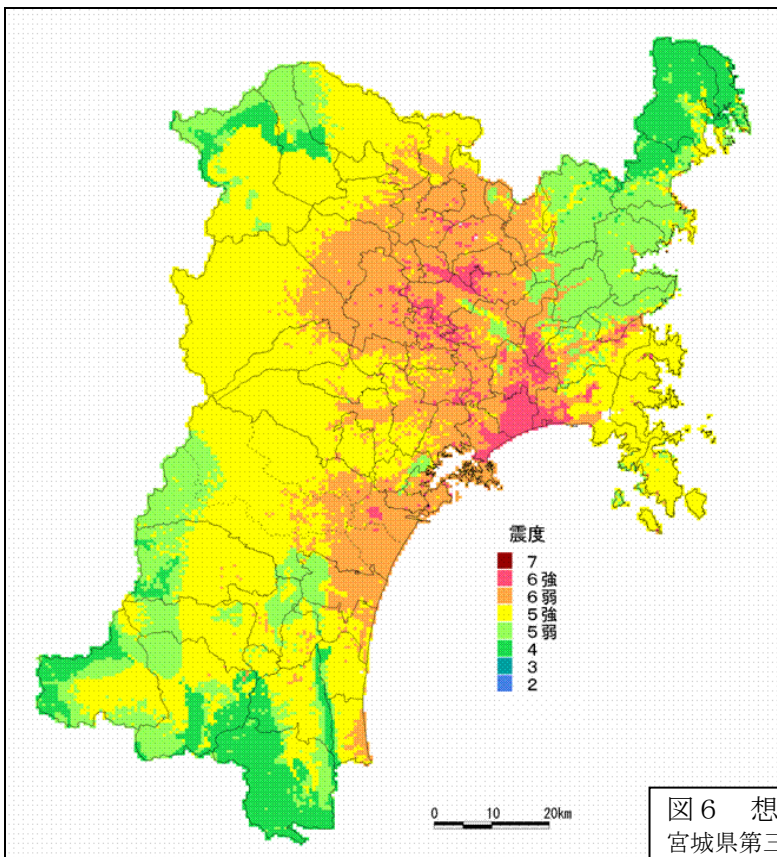


図6 想定震度 宮城県沖地震(連動型)
宮城県第三次地震被害想定調査報告書による。

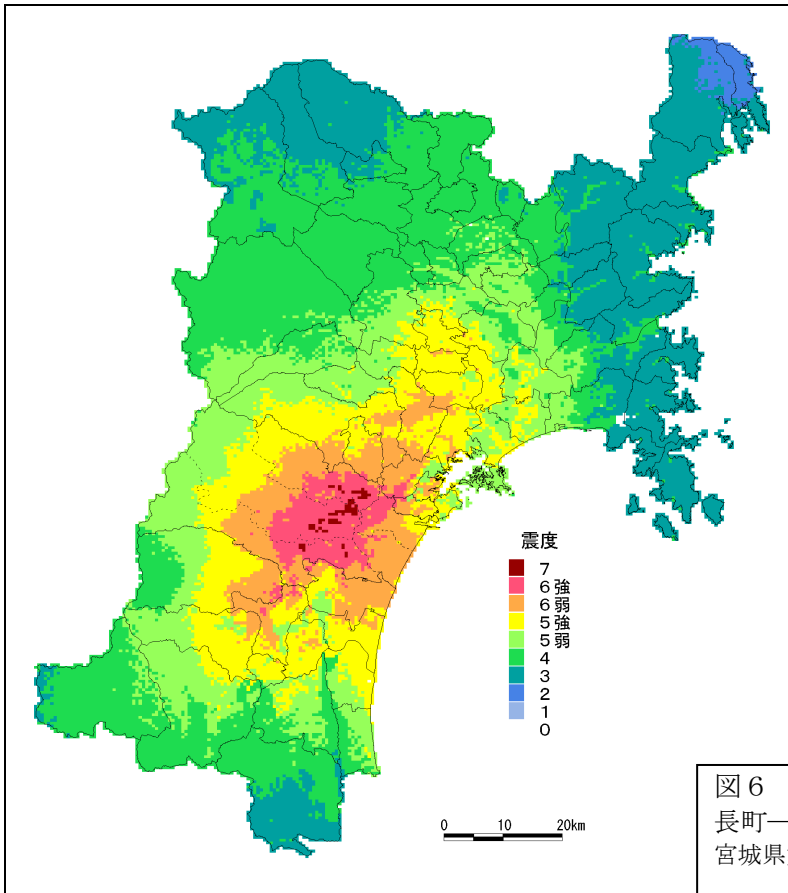


図6 想定震度
 長町一利府断層による地震
 宮城県第三次地震被害想定調査報告書による。

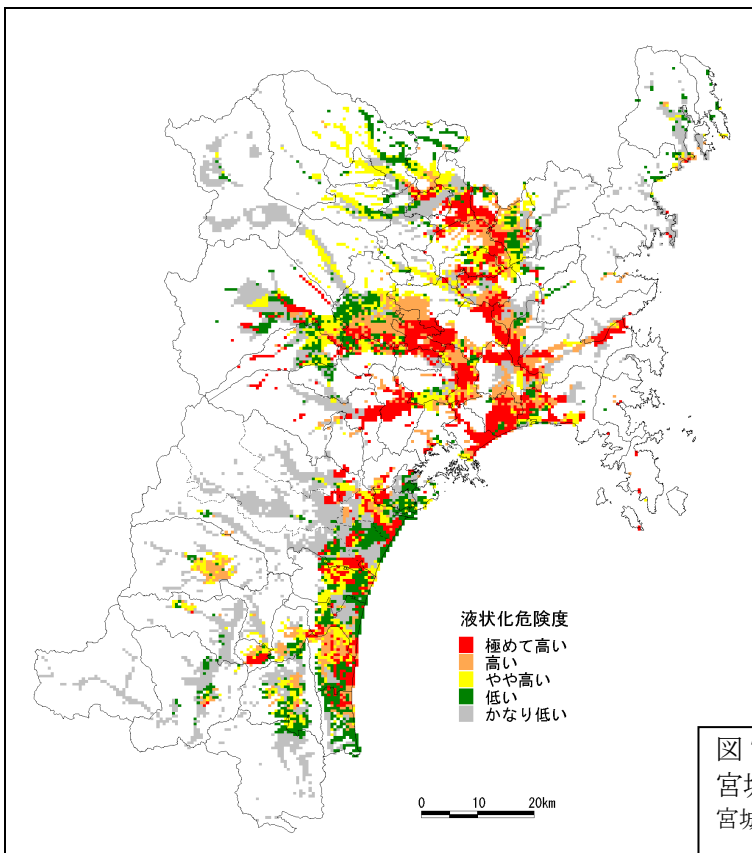


図7 液状化危険度想定
 宮城県沖地震（単独型）
 宮城県第三次地震被害想定調査報告書による。

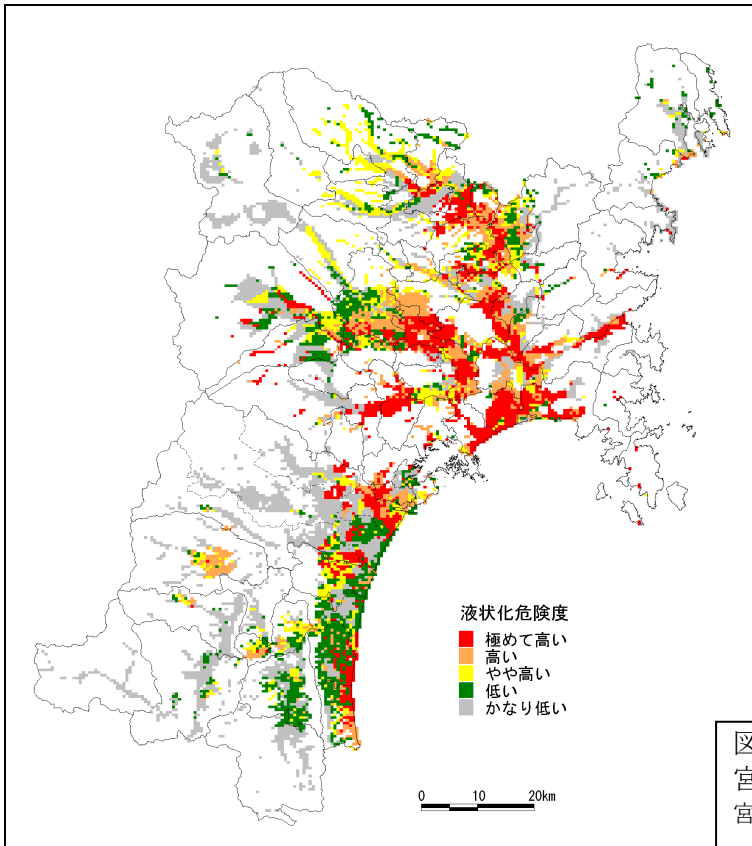


図7 液状化危険度想定
宮城県沖地震（連動型）
宮城県第三次地震被害想定調査報告書による。

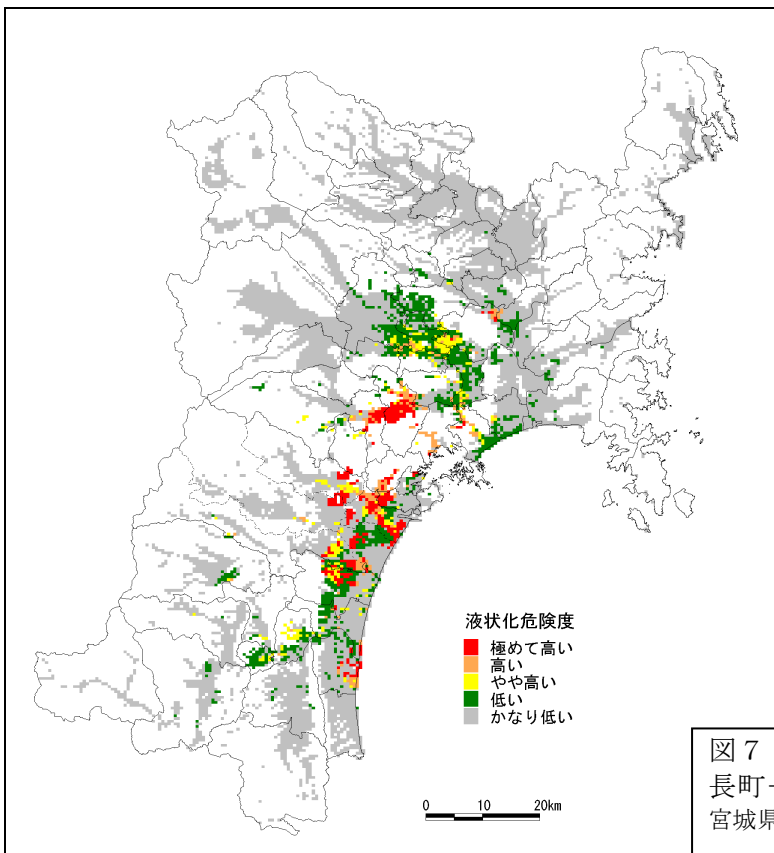


図7 液状化危険度想定
長町ー利府線断層帯地震
宮城県第三次地震被害想定調査報告書による。

②建築物被害の予測結果

当町に関する地震被害想定調査結果の概要は、表9のとおりである。

表9 地震被害想定調査結果の概要

項目		想定地震			
		①宮城県沖地震 (単独)	②宮城県沖地震 (連動)	③長町-利府線 断層帯	
予想震度 (町域での平均)		5.29 (震度5強)	5.31 (震度5強)	5.30 (震度5強)	
液状化危険度(危険度の高い箇所 の占める面積率)		約0.31%	約2.2%	約0.0%	
主な 想定 被害 の結果	建築物 (揺れ+液 状化)	全壊・大破棟 数	0	0	2
		半壊・中破棟 数	15	16	25
	火災(冬 夕18時)	炎上出火数	0	0	0
		焼失棟数	0	0	0
	人的(冬 夕18時)	死者数	0	0	0
		負傷者数	1	1	2
		短期避難者数	26	28	45

このうち、建築物被害の揺れと液状化による予測結果について、揺れと液状化による全建築物の全壊数分布図を図8、半壊数分布図を図9に示した。

被害の特徴としては、海溝型である宮城県沖地震(単独)の場合、液状化による木造建物の被害が顕著であるのに対し、内陸の活断層による長町-利府線断層帯による地震の場合には、揺れによる被害が卓越することが想定されている(表10)。これは、宮城県沖地震の場合、比較的ゆっくりとした揺れ(揺れの程度(振幅)は大きい)により地盤が液状化しやすく、それにより建物被害が発生する可能性が高いことを示している。従って、阿武隈川に沿って発達してきた中心町街地周辺では、人口が密集していることなどから、建物被害に伴った各種の生活機能障害や人的被害の誘発が懸念される。

表 1 0 当町の被害想定 (第三次宮城県被害想定調査による)

項目	被害項目	宮城県沖地震 (単独)		宮城県沖地震 (連動)		長町-利府線断層 帯	
		棟数	率(%)	棟数	率(%)	棟数	率(%)
木造建物 (6,488 棟)	揺れによる全壊	0	0.00	0	0.00	2	0.03
	揺れによる半壊	15	0.22	16	0.25	24	0.38
	液状化による全壊	0	0.00	0	0.00	0	0.00
	液状化による半壊	0	0.00	0	0.00	0	0.00
	揺れ+液状化による全壊	0	0.00	0	0.00	2	0.03
	揺れ+液状化による半壊	15	0.22	16	0.25	24	0.38
鉄筋コンクリート造建物 (160 棟)	揺れによる全壊	0	0.01	0	0.01	0	0.02
	揺れによる半壊	0	0.10	0	0.10	0	0.25
	液状化による全壊	0	0.00	0	0.00	0	0.00
	液状化による半壊	0	0.00	0	0.00	0	0.00
	揺れ+液状化による全壊	0	0.01	0	0.01	0	0.02
	揺れ+液状化による半壊	0	0.10	0	0.10	0	0.25
鉄骨造建物 (736 棟)	揺れによる全壊	0	0.00	0	0.00	0	0.00
	揺れによる半壊	0	0.00	0	0.00	0	0.00
	液状化による全壊	0	0.00	0	0.00	0	0.00
	液状化による半壊	0	0.00	0	0.00	0	0.00
	揺れ+液状化による全壊	0	0.00	0	0.00	0	0.00
	揺れ+液状化による半壊	0	0.00	0	0.00	0	0.00

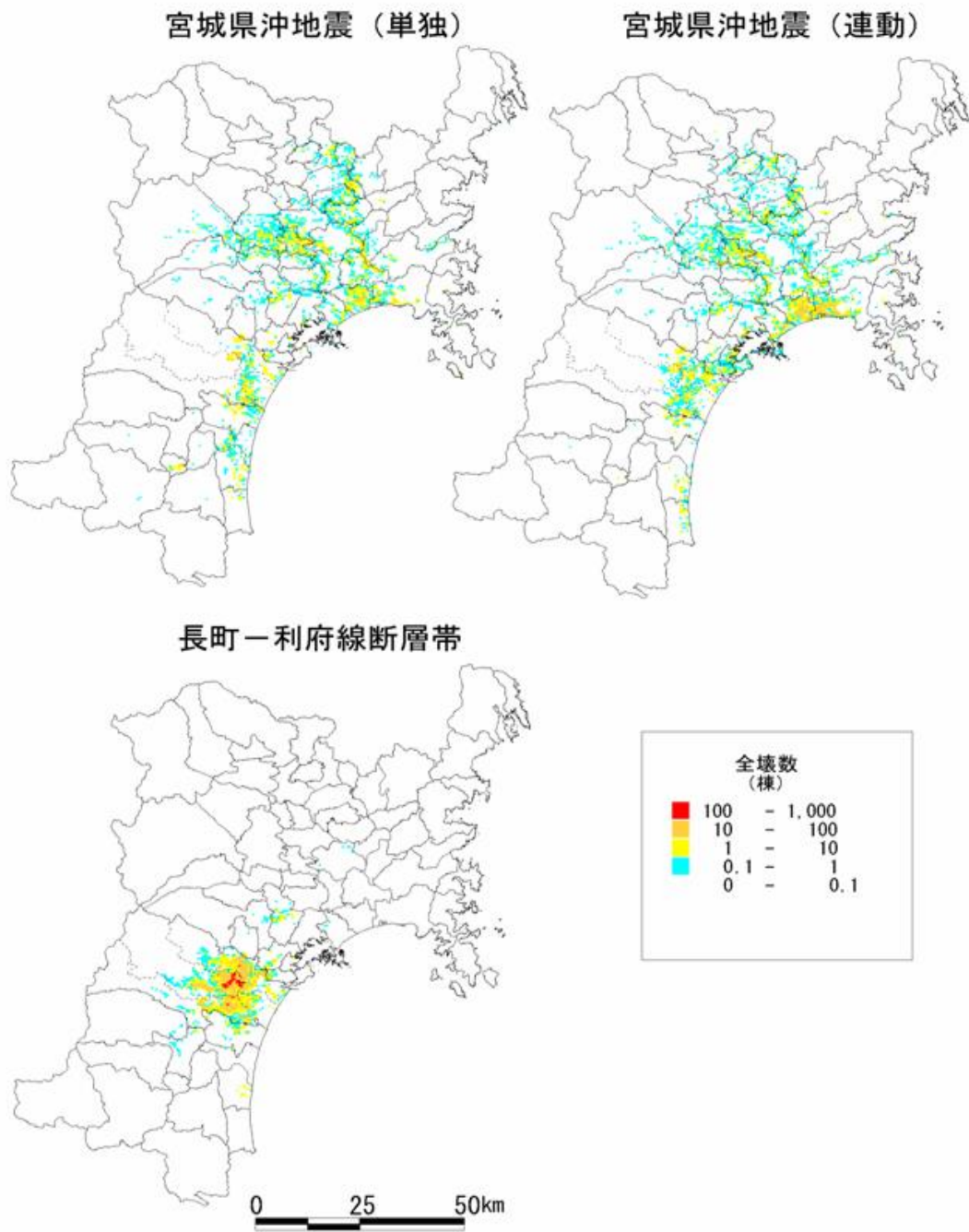


図8 揺れと液状化による全建築物の全壊数分布図（宮城県第三次地震被害想定調査報告書による。）

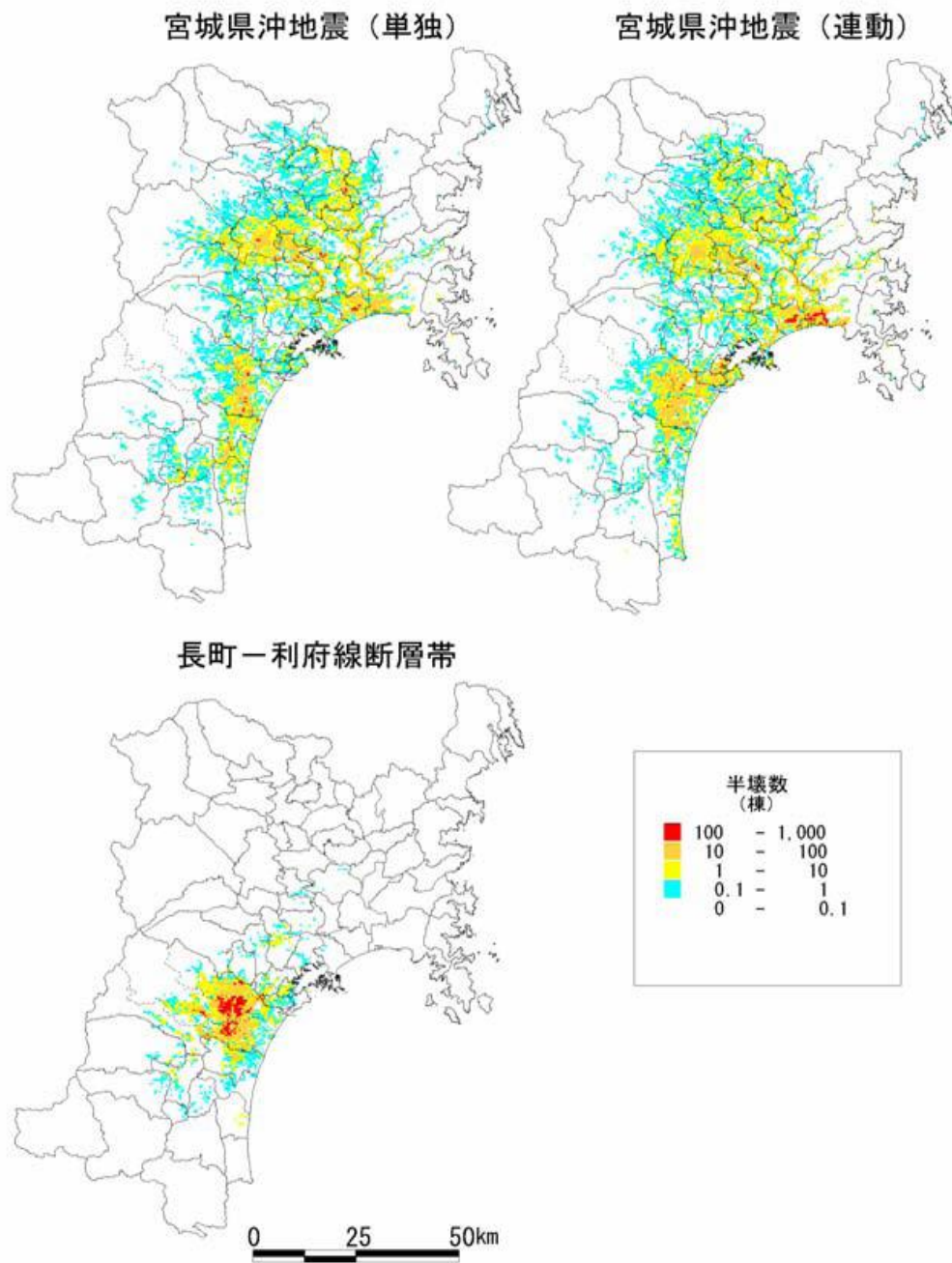


図9 揺れと液状化による全建築物の半壊数分布図

(宮城県第三次地震被害想定調査報告書による。)

(4)計画策定の必要性

昭和53（1978）年宮城県沖地震は地震発生が午後5時14分であったこともあり、県内の死者27人のうち家屋の倒壊など屋内で死亡した者は8人に止まった。しかしながら、平成7年1月の阪神・淡路大震災（兵庫県南部地震）では、地震により6,400人余の尊い命が奪われた。このうち地震による直接的な死者数は5,502人であり、さらにこの約9割の4,831人が住宅・建築物の倒壊等によるものであった。これは、この地震がほとんどの住民が就寝していた午前5時46分に発生したことが強く影響しているとされている。同地震による建築物の被害状況についての多くの調査・分析によると、昭和56年6月以前、いわゆる新耐震設計基準の施行以前に着工された建築物の被害が甚大であることが明らかとなった。

これらの教訓を踏まえて、建築物の耐震改修は国の中央防災会議で決定された「建築物の耐震化緊急対策方針」（平成17年9月）において、人的被害の軽減と震災直後の救助・復旧活動をより円滑に進める観点から、全国的に取り組むべき「社会全体の国家的な緊急課題」とされるとともに、特に切迫性の高い「宮城県沖地震」などの地震については発生までの時間が限られていることから、効果的かつ効率的に建築物の耐震改修等を実施することが求められている。

このような認識の下に、平成17年11月に耐震改修促進法が改正され、平成18年1月には基本的な方針を定められた。これにより、住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化率について、平成27年までに少なくとも9割とすることを国の目標として設定するとともに、各都道府県並びに市町村に対し耐震改修促進計画の策定を求めている。

宮城県では、「宮城県耐震改修促進計画」（平成19年5月）で策定し、様々な建築物等の地震対策を講じており、県内の各市町村が地域の特性に配慮しつつ耐震改修促進計画を策定するよう指導している。

推進本部から平成12年11月に「宮城県沖地震の長期評価」が公表され、平成20年2月に「活断層及び海溝型地震の長期評価結果」において平成20年1月1日を算定基準日とする評価が公表されたこと、ならびに、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成16年4月）に基づき、当町も海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域に指定（平成18年

4月) されている。

2 計画の目的

本計画は、地震による建築物の倒壊等の被害から町民の生命、身体及び財産を保護するため、町、県及び建築関係団体等が連携して、既存建築物の耐震診断、耐震改修を総合的かつ計画的に促進するための枠組みを定めることを目的とする。

3 計画の位置づけ

(1) 計画の位置づけ

本計画は、法第5条第1項の規定に基づき策定するものであり、「川崎町地域防災計画（震災対策編）」を上位計画として、既存建築物の耐震改修に関する施策の方向性を示す計画として位置づける。

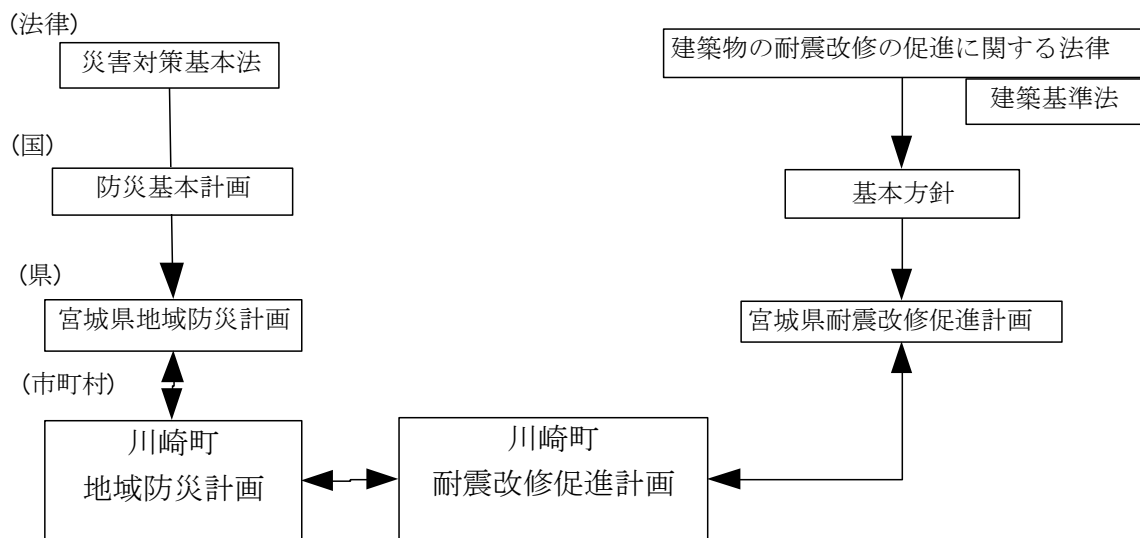


図10 耐震改修促進計画の位置づけ

(2) 計画期間

計画期間は、令和13年度までとする。

なお、必要に応じて本計画を見直すものとする。

4 基本方針・計画の目標

(1)基本方針

住宅・建築物の耐震化を促進するためには、まず、建築物の所有者等が、地域防災対策を自らの問題、地域の問題として意識して取り組むことが不可欠である。当町は、こうした所有者等の取り組みをできる限り支援する観点から、所有者等にとって耐震診断および耐震改修を行いやすい環境の整備や費用負担の軽減のための制度の構築など必要な施策を講じ、また、地震による災害発生の減少（減災化）を図るための啓発活動などを通じ、耐震改修の実施の阻害要因となっている課題を解決していくことを基本的な取り組み方針とする。

(2)主体別役割

建築物の所有者又は管理者が自らの責任においてその安全性を確保することが、建築物の防災対策上の原則である。特に、災害応急対策に利用される公共建築物や多数の者が利用する建築物については、耐震性を含めた安全性を確保する社会的責任がその所有者等にあると考えられる。

このような基本的認識に基づき、町および建築関係団体及び建築物所有者等は、既存建築物の耐震診断・改修の促進のため、以下の事項の実施に努めることとする。

①町

- a 協議会活動への参画と地域に設立される住宅耐震隊と連携により、建築物の耐震化の促進を図る。
- b 住民に対し、地域の防災性や建築物の耐震診断・耐震改修に関する知識の普及・啓発、情報提供、相談窓口の設置を行う。
- c 町有建築物の耐震改修を計画的に実施する。

- d 耐震診断・耐震改修に係る助成措置の充実に努める。

②建築関係団体

- a 耐震診断・耐震改修の相談窓口を設ける。
- b 協議会活動への参画と町と連携した住宅耐震隊の活動により、建築物の耐震化の促進を図る。
- c 耐震診断・耐震改修に係る講習会の開催等、建築技術者の技術向上に努めるとともに、当該講習会の受講者の活用促進を図る。

③建築物所有者等

- a 建築物（住宅を含む）の所有者又は管理者は、建築物の耐震診断を行い、必要に応じ耐震改修を行うよう努める。

(3)対象地域・対象建築物

①対象地域

町内全域を対象とする。

優先的に耐震診断・耐震改修の促進に努める地域は、第三次被害想定調査において被害が大きいとされる地域とし、特に軟弱地盤地域及び避難場所・避難道路・緊急輸送道路に沿った地区とする。

②対象建築物

建築物の用途、規模、構造及び建設年度等を踏まえ、震災時における必要性や緊急性を勘案し、優先的に耐震改修等を行う必要のある建築物は、以下のとおりとする。

a 住宅

原則として、新耐震設計基準の施行日（昭和56年6月1日）より前に建築確認を得て建築された住宅を対象とする。

b 町有建築物

- ・ 防災拠点となる町有施設
- ・ 被災時における避難、救護に必要な町有施設
- ・ 多数の者が利用する建築物（学校、集会場、事務所、老人ホーム、町営住宅

(共同住宅に限る。)等)で一定規模以上のもの

- ・地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とする恐れがある建築物
- ・その他の町有施設

(4)耐震化の目標

①住宅

当町は、表 1 1 及び図 1 1 のとおり、令和 1 3 年度末までに、住宅の耐震化率が 9 0 % 以上となるよう努める。

なお、耐震化の進捗状況については、計画期間中の住宅に関する各種統計などを活用し、住宅実態を適宜把握し、その結果をもとに状況の管理を行い、必要に応じ計画の修正等を行う。

表 1 1 住宅の耐震化率の目標

	現況の耐震化率 (平成 1 9 年末時点)	目標とする耐震化率 (令和 1 3 年度末)
住宅	6 0 . 0 %	9 0 % 以上

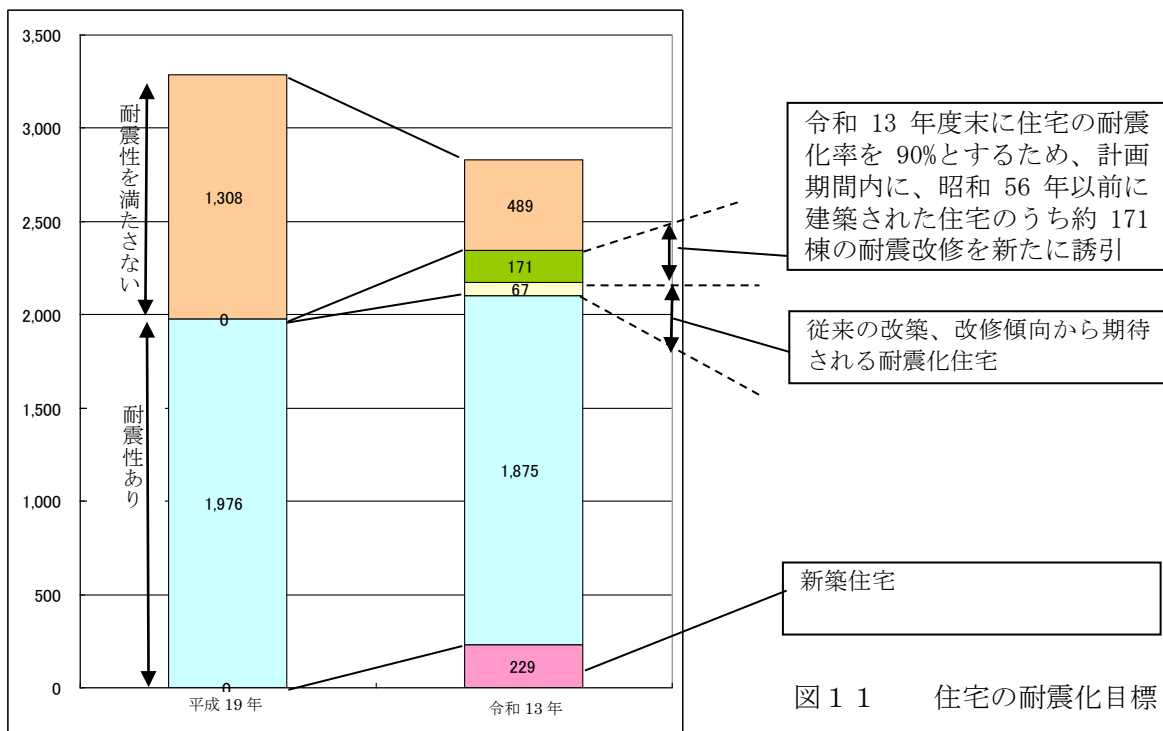


図 1 1 住宅の耐震化目標

②町有建築物

町有の建築物の地震による被害を最小限にとどめるため、防災上重要な拠点施設及び多数の町民が利用する施設等の耐震化を優先するなど、防災対策上の重要度・緊急度を踏まえながら計画的に耐震化（耐震診断、建替、耐震改修、除却）を進め、令和13年度末までに全施設を耐震化することを目標とする。

なお、耐震化の進捗状況については、定期的に確認し、進行管理を行う。

表12 町有建築物の耐震化率の目標

		現況の耐震化率	目標とする耐震化率
		(令和2年3月)	(令和13年度末)
① 防災対策施設	役場等	100%	100%
② 避難施設等	学校、体育館等	100%	100%
③ 社会福祉施設等	老人ホーム、幼稚園、保育所等	100%	100%
④ 特定多数人員収容施設	共同住宅、集会所等	70.6%	100%
合計		85.3%	100%

5 住宅・建築物耐震化の実施計画

(1)住宅等

①普及・啓発

町は、宮城県沖地震、利府一長町断層帯などによる地震による地域毎の予測震度、被害想定などについて情報提供するとともに、耐震化技術、法律・税制、融資制度など地震対策に関する情報を、パンフレット、ホームページなど多様な手段により、所有者、居住者等に提供する。また、川崎町耐震化緊急促進アクションプログラムを策定し、普及啓発を促進する。

特に、宮城県沖地震への対応の緊急性、耐震診断・耐震改修の必要性については、十分に周知する。

②耐震診断の促進

町は、耐震診断の促進を図るため、木造在来組立工法による一戸建て住宅を対象に、住宅所有者の求めに応じた耐震診断助成事業を実施している。事業利用実績は、事業を開始した平成16年度より令和元年度までで延べ6件にとどまっており、今後、さらに事業にかかわる広報などを通じた周知の徹底に努めるとともに、担当窓口での相談や多様な地域活動などを通して、事業への理解と啓発をはかり、活用を推進する。

③耐震改修の促進

町は、耐震改修の促進を図るため、木造住宅耐震改修工事助成事業を実施している。これまで本事業にかかわる利用実績は1件にとどまっている現状である。

町は、今後さらに町民への本助成事業にかかわる広報を行い、耐震性の確保が住環境の安全と人命の保全に重要であるなどの地震時の防災にかかわる知識の普及を図るとともに、多様な機会と方法を積極的に利用して、制度活用の促進を呼びかけを継続する。あわせて、町は、耐震化の必要な木造住宅について、耐震診断及び改修にかかわる相談を受ける体制を維持し、耐震診断や改修にかかわる方法等にかかわる情報の提供等を推進する。

当町では65歳以上の高齢者は、人口の約37%を占めるとともに、高齢者が居住する住宅は、町内の住宅の約60%弱に上る。これらの住宅においては、バリアフリー化などのリフォームや増改築を行う際に、あわせて耐震化が計られるよう、住民に情報の提供等に努める。

また、当町の特徴として、蔵王山や釜房ダム周辺の観光地があることから、年間100万人以上の観光客が当町を訪れているとともに、年間約16万人が宿泊している（宮城県「観光統計概要 平成30年」による集計）。これらの観光客は、漸増傾向にある。観光客（施設の一時利用者）を受け入れる宿泊施設等は、震災時には、一時的な避難施設となりうることから、事業者に対しその所有する施設のいっそうの耐震性が確保されるよう要請する。

(2)町有建築物

①台帳の整備

町は、町有建築物について、管理者、規模、構造、用途、建築・改築時期、耐震診断・耐震改修の有無・今後の予定、定期報告の内容等からなる台帳を整備し、この台帳を基にして耐震診断・耐震改修の進行管理を行う。

②耐震改修の促進

町は、昭和56年以前に建築された町有建築物について、耐震診断及び耐震改修を計画的に行い、耐震化を推進する。

(3)地震時に通行を確保すべき道路

町は、沿道の建築物の耐震化を図ることが必要な道路として住宅・建築物の倒壊によって緊急車両の通行や住民の避難の妨げになるおそれがある道路、例えば地域防災計画に記載のある道路の他、緊急輸送道路、避難路、通学路等避難場所に通ずる道路、ブロック塀等の安全確保に関する補助制度要綱に位置づけられる道路、その他密集町街地内の道路等を定めるものとする。

なお、当該道路の基準として、国県道・町道の他、避難所・避難場所までの経路となりうる農道等を含むものとする。(ただし、私道及び個人宅の乗入として利用される道路は除く。)路線については地域防災計画に記載があるもの以外は別紙に記載するものとする。

道路を閉塞する可能性のある建築物等については、県と協力し、その所有者・占有者に対し、耐震性の確保を図るよう、啓発・情報提供などを行い、その実施を要請する。

(4)地震に伴う崖崩れ等による建築物の被害の軽減対策

県及び町は、地震に伴う崖崩れ等による建築物の被害を軽減するため、インターネットによる県土木部総合情報サービスを利用することにより土砂災害の危険箇所等の周知を図るとともに、土砂災害ハザードマップを作成・配布する等による啓発活動を継続する。また、がけ地近接等危険住宅移転事業等を活用するなど、必要に応じて住宅宅地基盤特定治水施設等整備事業等の計画を定めて対策を実施す

る。

6 啓発及び知識の普及に関する施策

(1)地震ハザードマップの作成・公表

町は、建築物の所有者等が、地震防災対策を自らの問題、地域の問題として意識することができるよう、発生のおそれがある地震の概要と地震による危険性の程度等を記載した地図（以下「地震ハザードマップ」という。）を作成し、町のホームページへの掲載、町役場等公共施設での掲示・閲覧、町内会や自主防災活動における防災活動資料としての提供、など多様な機会を活用して啓発及び知識の普及を図るよう努める。

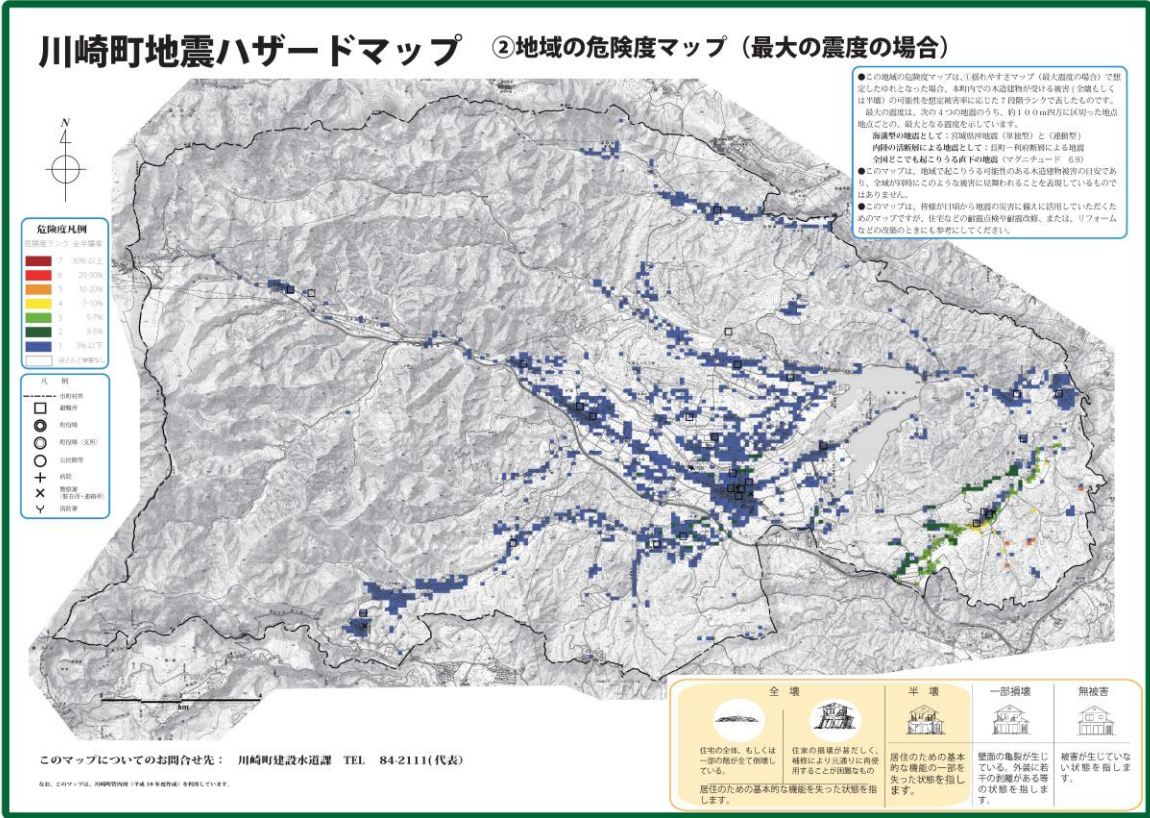
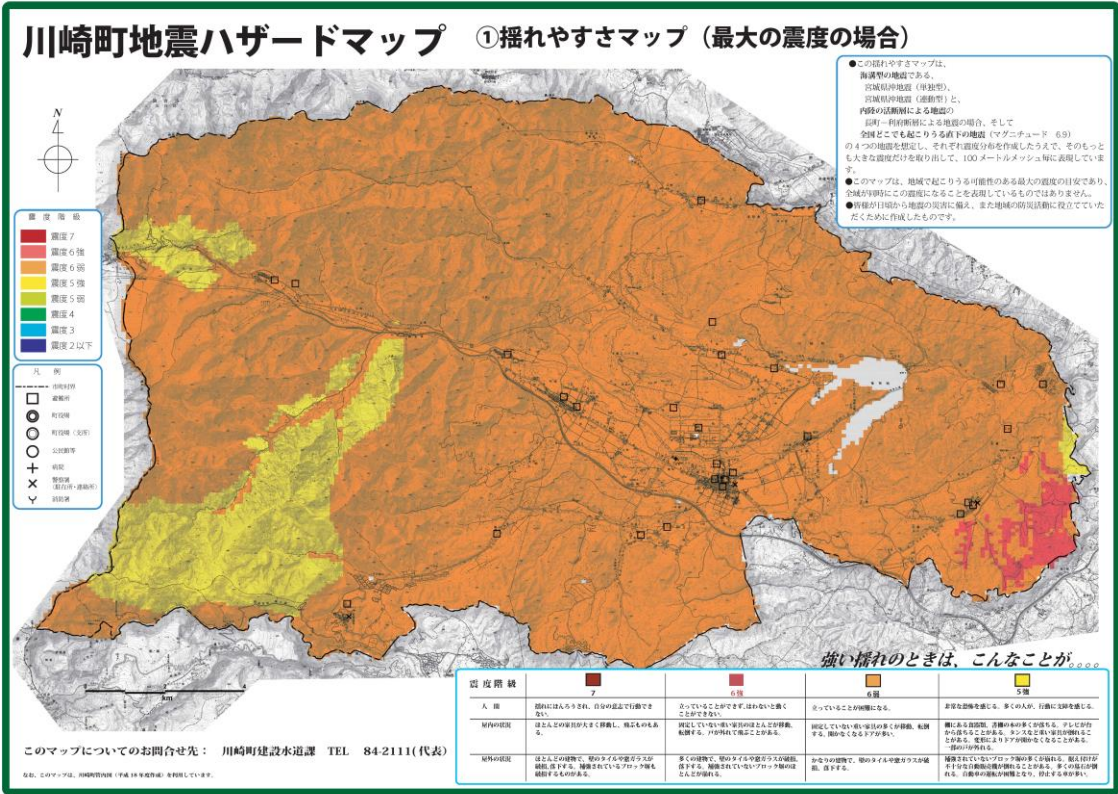


図12 ハザードマップ(揺れやすさマップおよび地域の危険度マップ)

(2)相談窓口の設置

近年、悪質なリフォーム工事詐欺による被害が社会問題となっており、住宅・建築物の所有者等が安心して耐震改修を実施できる環境整備が重要な課題となっている。特に、「どの事業者に頼めばよいか」、「工事費用は適正か」、「工事内容は適切か」、「改修の効果はあるのか」等の不安に対応する必要がある。このため、町は建築相談窓口等において、住民からの耐震診断・耐震改修に係る相談に積極的に対応する。

相談窓口は、以下とする。

表 1 5 町の相談窓口

住宅・建築物の耐震診断・改修工事に関する事	川崎町建設水道課	TEL 84-2111(代表)
地震防災対策・自主防災組織等に関する事	川崎町総務課消防係	

なお、町は、相談窓口において適切な情報提供がなされるよう、耐震改修工法、費用、事業者情報、標準契約書、助成制度の概要、税制等に関する情報の収集を行う。

また、建築関係団体においても、建築相談窓口において、住民からの耐震診断・耐震改修に係る相談に応じる。

(3)啓発及び知識の普及

町は、県と協力して、耐震診断・改修に関する事業の推進に資するためのパンフレットの作成・配布、セミナー・講習会の開催、町内会・企業等への出前講座などの啓発活動に努めるほか、先進的な取組事例、耐震改修事例、一般的な工事費用、専門家・事業者情報、助成制度概要等について、ホームページ等を活用し情報提供の充実を図る。

この場合、地域の建築関係団体が組織する耐震隊による戸別訪問(耐震診断ローラー作戦)、町内会回覧板の活用等、できるだけ多数の者に情報が提供されるよう、実施方法を工夫する。

また、町は、県が平成18年3月に作成した「住民参加型防災マップ作成ガイドライン」に基づき、町民の居住する地域について、その地域の特性などを取り込ん

だ住民参加型防災マップを積極的に作成する取組を促すとともに、必要な情報を提供する。

(4)耐震改修促進税制等の活用促進

建築物の耐震化を促進するための施策として、平成 18 年度税制改正により「住宅・建築物に係る耐震改修促進税制」が創設され、昭和 56 年 5 月 31 日以前の旧耐震基準で建築された建築物の耐震改修を行った個人および法人が受けることができる特別控除や減額措置、特別償却等の措置を定めている。

町は、町民及び法人がこれらの税制等の諸制度を積極的に活用するよう体制の整備と啓発を推進する。

【参考】

a) 住宅に係る所得税減税（令和 3 年 12 月 31 日まで）

個人が、昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築され、現行の耐震基準に適合しない住宅を、現行の基準に適合させるための耐震改修を行った場合、標準的な工事費用相当額の 10%（25 万円を上限）を所得税額から控除する。ただし、特別控除を受けようとするものが自ら居住の用に供するものに限る。

b) 地震保険の活用

- ・住宅の品質確保の促進等に関する法律に規定する住宅性能評価書により、地震保険料の割引が可能となる。割引は評価された耐震性能の等級に応じ、10～30%である。
- ・建物が耐震診断または耐震改修の結果、耐震性能を有することが確認できた場合や昭和 56 年 6 月以後に新築されたものである場合は、10%の割引となる。
- ・加入を促進するための施策として、平成 18 年度の税制改正により「地震保険料控除制度」が創設されている。

(5)技術者の養成

町は、県及び建築関係団体と協力して、適切な耐震診断及び耐震改修に必要な知識、技術等の習得、資質の向上を図るため、その役割に応じ、建築士又は建築施工技術者等を対象とする講習会や研修会（「みやぎ木造住宅耐震診断士」養成講習会及び「みやぎ木造住宅耐震改修施工技術者」養成講習会など）により、建築技術者の耐震改修等に係る技術水準の向上、ならびに技術者の養成を図るよう努める。

また、町は簡易な耐震改修工法の開発やコストダウン等が促進されるよう、協議会を活用して耐震診断及び耐震改修に関する調査及び研究の成果の活用を図る。

(6)リフォームにあわせた耐震改修の誘導策

住宅設備のリフォーム、バリアフリーリフォーム等の機会を捉えて耐震改修の実施を促すことが重要であり効果的である。また、あわせて工事を行うことにより費用面でのメリットもある。町は、県及び他市町村と共に、リフォームとあわせて耐震改修が行われるよう、協議会を活用し検討を行うとともに、リフォームと耐震改修を一体的に行った場合のメリット等に関する情報をホームページ等を活用して町民に提供する。

(7)家具の転倒防止策

平成7年の阪神淡路大震災は、約24万棟の家屋が全・半壊し死者約6千人にも上る大惨事であったが、幸い倒壊を免れた住宅でも家具等が転倒し、多くの犠牲者が発生した。また、平成15年7月の宮城県北部連続地震においても、地震により倒壊を免れた住宅でも家具等が転倒し多くの負傷者が出ている。

町は、県と協力して、地震による家具の転倒を防ぐための具体的な方法(金具、防止器具の取り付け方法)などについて、町民に対し必要な情報提供を行う。

(8)町内会、NPO等との連携に関する方針

町は、地域に根ざした専門家・事業者の育成、町内会等を単位とした地震防災対策への取組の推進、NPOとの連携や地域における取組に対する支援等を行うよう努める。

7 関連施策

(1)宮城県建築物等地震対策推進協議会

耐震診断・耐震改修の円滑な推進を図るため、県は市町村、建築関係団体、民間の建築物所有者団体及び学識経験者からなる「宮城県既存建築物耐震改修促進協議会」を平成13年12月に設立した(表16)。

平成17年6月に、震災後の二次災害防止及び復旧対策を検討する「宮城県被災建築物宅地危険度判定協議会」と統合して「宮城県建築物等地震対策推進協議会」

を組織した。これにより、地震前・地震後対策を総合的に推進する体制に強化され、近い将来発生すると予想されている大規模地震に向けて、建築物の耐震化や地震により被害を受けた建築物の早期復旧など地震による被害を軽減するための様々な課題に対して、学識経験者、県、町町村、建築関係団体が連携して取り組んでいる。

町は、協議会を活用し、産学官による建築物の耐震化の推進方策等の検討・情報交換を行うとともに、産学官一体となった推進体制の整備・拡充を行い、本計画の推進を図る。

表 1 7 宮城県建築物等地震対策推進協議会の構成

<p>■学識経験者 東北工業大学名誉教授 田中礼治 東北大学大学院工学研究科都市・建築学専攻教授 前田匡樹</p> <p>■行政団体 宮城県（関係各課） 県内市町村関係各課 （仙台市、石巻市、塩竈市、気仙沼市、白石市、名取市、角田市、多賀城市、岩沼市、登米市、栗原市、東松島市、大崎市、富谷市、蔵王町、七ヶ宿町、大河原町、村田町、柴田町、川崎町、丸森町、亘理町、山元町、松島町、七ヶ浜町、利府町、大和町、大郷町、大衡村、色麻町、加美町、涌谷町、美里町、女川町、南三陸町）</p> <p>■建築物所有者等からなる団体 （一社）日本旅館協会東北支部 （一社）宮城県専修学校各種学校連合会 仙台ビルディング協会 日本チェーンストア協会東北支部 宮城県商工会議所連合会 仙台商工会議所 宮城県私立中学高等学校連合会 宮城県病院協会</p>	<p>■建築関係公益法人 （一財）宮城県建築住宅センター （公社）空気調和・衛生工学会東北支部 （一社）建築設備技術者協会東北支部 （公社）全国宅地擁壁技術協会東北支部 （一社）電気設備学会東北支部 （公社）日本技術士会東北支部（衛生工学・環境・上下水道部会） （公社）日本建築家協会東北支部宮城地域会 （一社）日本建築構造技術者協会東北支部 （一社）東北建築構造設計事務所協会 （公社）日本建築積算協会東北支部 （公社）宮城県建設業協会 （一社）宮城県建築士会 （一社）宮城県建築士事務所協会 住宅金融支援機構東北支店 東日本構造物調査診断協会 宮城県瓦工事業組合 宮城県建設職組合連合会 （一社）宮城県優良住宅協会 宮城県住宅供給公社 宮城県中小建築業協会</p>
---	--

R2.2 現在

(2)みやぎ方式による地震防災教育プログラムの推進

昭和53（1978）年宮城県沖地震の教訓が風化しつつあり、若者に世代継承していく必要がある。また、これからの高齢社会を考えると地震に強いまちづくりには自主防災組織等への若者の参加が不可欠となる。そのためには、若者への

地震防災教育が必要であり、自分の身を守るための「自助」教育と、皆で助け合うための「共助」教育を行う必要がある。

協議会は、中学生及び高校生を対象とし、地震の発生メカニズムや過去の建築物の地震被害状況、木造住宅の簡易耐震診断方法等を学習し、耐震診断の重要性を教えるとともに、この知識を地域防災活動に役立てられること、また役立てて欲しいことを教えることを内容とする「みやぎ方式による地震防災教育プログラム」を策定し、その一環として（一社）宮城県建築士会は「世代継続する地震に強いまちづくり」活動を行っており、防災教育のための支援を行っている。

町は、この教育プログラムを活用し、町内の学校（小・中学校）における地震防災教育を推進するよう努める。また、協議会及び建築関係団体は、教育プログラムの改善、建築専門家の講師派遣等の支援を行う。

(3)ブロック塀等の倒壊防止対策

町及び建築関係団体は、「5（3）地震時に通行を確保すべき道路」に記載されている道路に隣接するコンクリートブロック塀等の倒壊防止に努めることとし、その危険性についてパンフレット等により啓発する。

(4)宮城県住宅耐震隊協議会

地域における既存木造住宅の耐震化を市町村と連携して促進するため、建築関係団体からなる「宮城県住宅耐震隊協議会」が平成17年6月に設立され、県内各地に住宅耐震隊が設立されている。

町は各地域の住宅耐震隊の活動への協力を行う。

(5)被災建築物・宅地の応急危険度判定

町は、県及び近隣市町と協力して、大規模震災発生時における余震などによる倒壊や外壁等の落下等による二次災害を防止することを目的に、建築物及び宅地の応急危険度判定実施に係る体制の整備を図る。